

資料3

H25.2.4版

**静岡市重症心身障がい児（者）支援体制 緊急5か年整備計画**

**(案)**

平成25年 1 月

静岡市 障害者福祉課

# 1 重症心身障がい児(者)の定義

## 重症心身障がい児(者)とは？

○ 重症心身障がい児(者)とは

・肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳及び療育手帳Aを所有している児(者)。(※1)

または

・同程度の重度の障がいを有していると認められる児(者)。

(本市における※1の人数(H24.10.1現在): 476人)

肢体不自由  
1級又は2級  
の身体障害者  
手帳

重症心身障  
がい児(者)  
476人

療育手帳A

## 2 重症心身障がい児(者)の実態

### 人数

- ・重症心身障がい児(者)数は、年間約20人ずつ増加 図1
- ・在宅で生活している重症心身障がい児(者)数は、353人/476人(74%) 図2

図1 市内重症心身障がい児者数(単位:人)

時点	18歳未満	18歳以上	計
H19.3.31	109	278	387
H21.3.31	127	307	434
H23.3.31	130	320	450
H24.3.31	127	341	468
H24.10.1	133	343	476

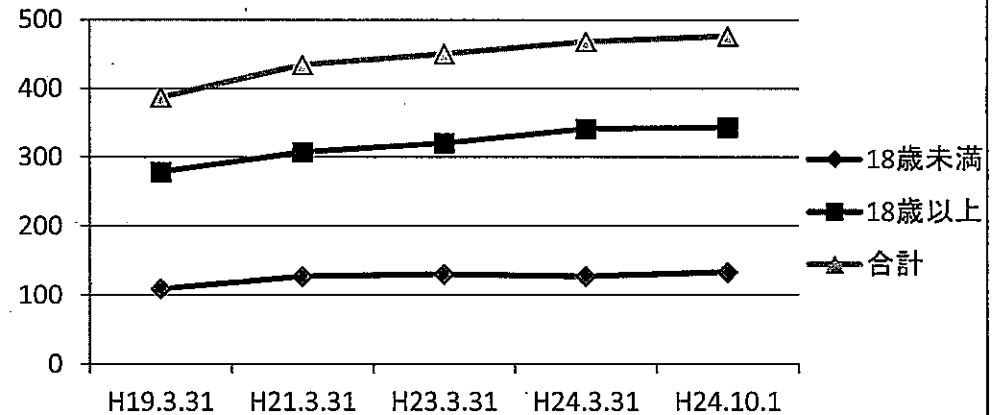


図2 居住場所別の分布(単位:人) H24.10.1現在

	入所	在宅	計
18歳未満	14	119	133
18歳以上	109	234	343
計	123	353	476

図3 静岡県立中央特別支援学校の在校生

(医療ケアが必要な方)

H24.4.1現在

学年	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6
人数	0	3	3	3	5	4	2
卒業年月	25.3	26.3	27.3	28.3	29.3	30.3	31.3

図4 在宅生活者の居住地分布(単位:人) H24.10.1現在

葵区	駿河区	清水区	計
137	107	109	353



通所事業所マップ(P9)

## 2 重症心身障がい児(者)の実態

### サービス利用状況

・居宅介護、短期入所は、支給決定者数に対してサービス利用者数が低い

図5、図6、図7

図5 サービス支給決定者数 (H24.10.1現在)

単位:人

①利用予定

	居宅介護	介護 重度訪問	短期入所	生活介護	機能訓練	B就労継続	療養介護	支援 児童発達	ピア デイサ 放課後等	施設入所	ムケ アホー	所障 害児入	計
18歳未満	44	-	97	-	-	-	-	20	42	-	-	14	217
18歳以上	116	1	198	205	2	30	54	-	-	55	7	-	668
計	160	1	295	205	2	30	54	20	42	55	7	14	885

図6 サービス利用者数 (H24.9月実績)

単位:人

②利用実績

	居宅介護	介護 重度訪問	短期入所	生活介護	機能訓練	B就労継続	療養介護	支援 児童発達	ピア デイサ 放課後等	施設入所	ムケ アホー	所障 害児入	計
18歳未満	19	-	20	-	-	-	-	18	31	-	-	11	99
18歳以上	48	1	65	201	1	28	53	-	-	55	7	-	459
計	67	1	85	201	1	28	53	18	31	55	7	11	558

図7 サービス支給決定者に対する利用割合

利用割合 (②/①)

	居宅介護	介護 重度訪問	短期入所	生活介護	機能訓練	B就労継続	療養介護	支援 児童発達	ピア デイサ 放課後等	施設入所	ムケ アホー	所障 害児入
利用割合	41%	100%	28%	98%	50%	93%	98%	90%	73%	100%	100%	78%

## 2 重症心身障がい児(者)の実態

### 実態調査の結果

市内の重症心身障がいのある方の実態を把握するため、以下の実態調査を実施

【調査名】「重度の心身障がいのある方に関する調査」

【調査期間】H24.12.28～H25.1.15

【調査対象者】調査時点で、「肢体不自由1級又は2級の身体障害者手帳及び療育手帳A」を所有している児(者) 473名(在宅351名、入所122名)に発送

※以下の図は、H25.1.15現在の調査結果。在宅者351名のうち、191名が回答。

回答率 54%

図8 年齢分布(N=191)

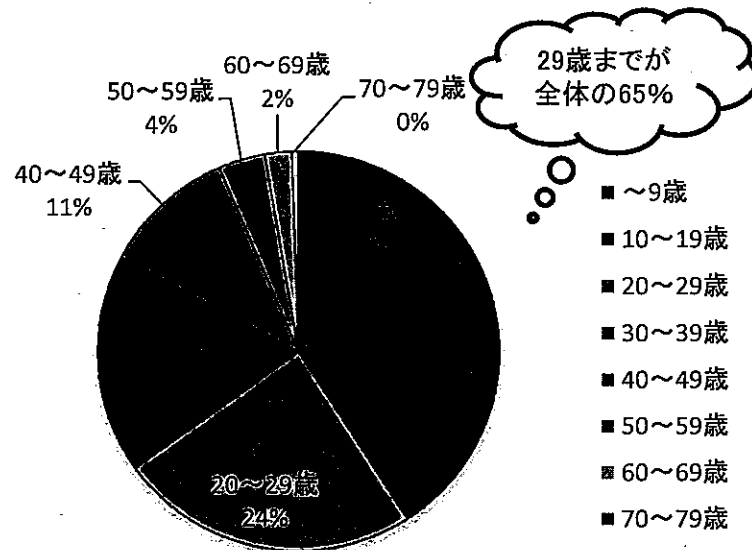
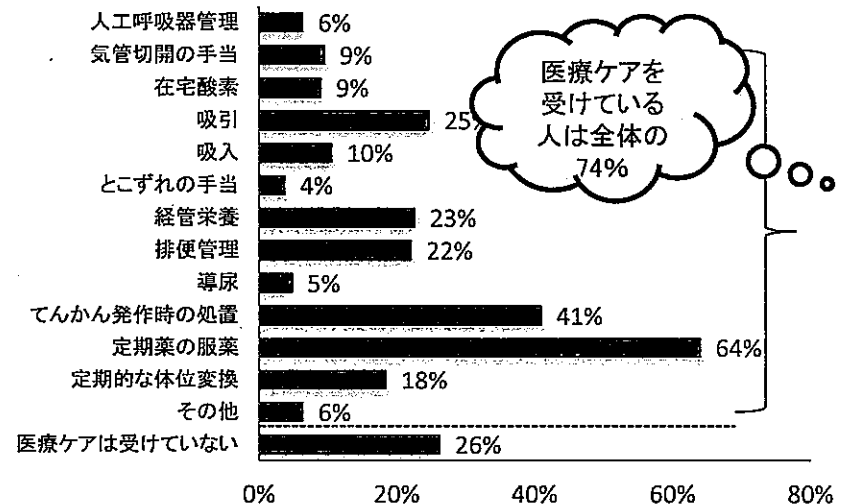


図9 家庭での医療ケアの実施割合(N=191)



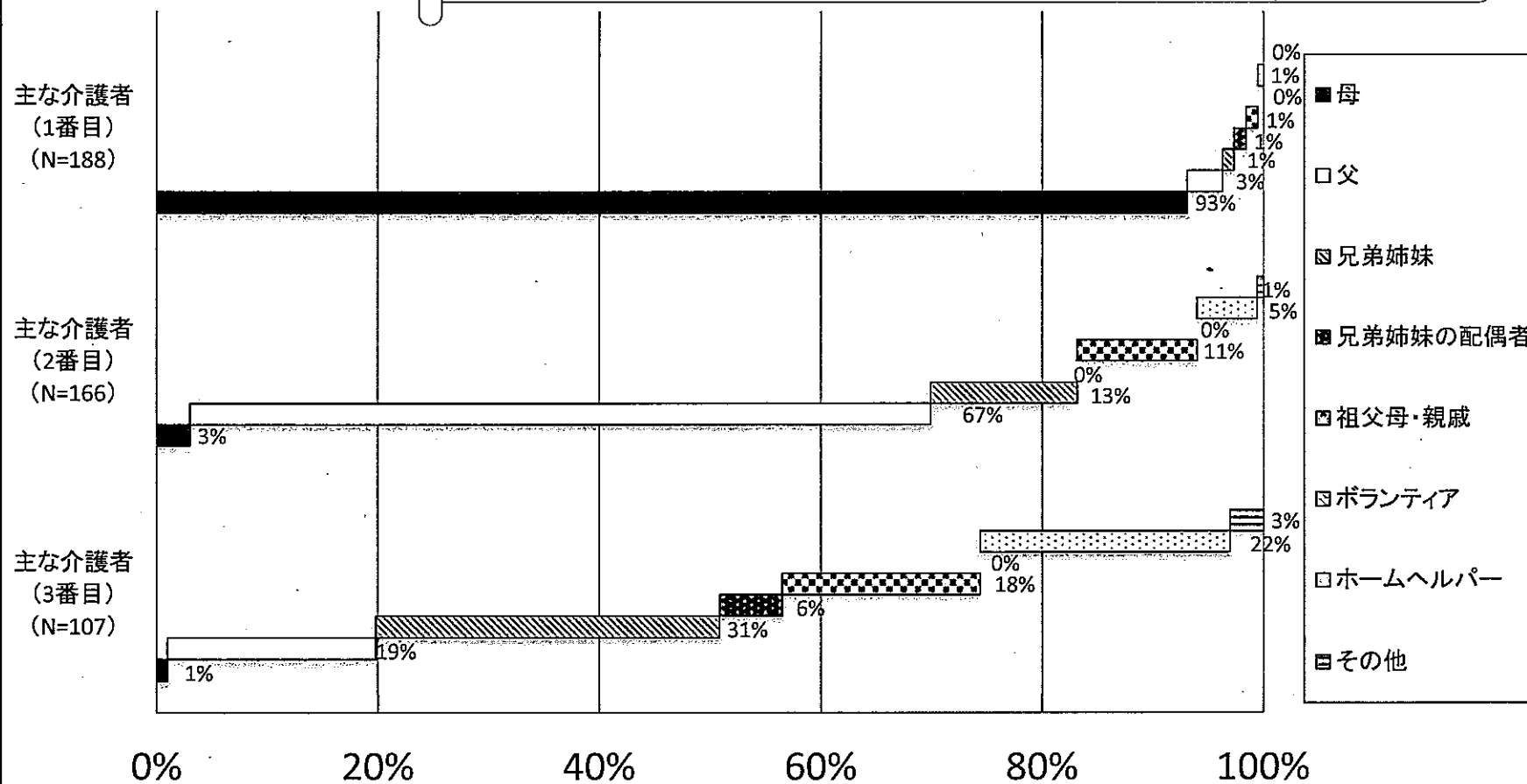
## 2 重症心身障がい児(者)の実態

### 実態調査の結果

図10 家庭での主介護者

【特徴】

- ・主な介護者(1番目)は、母が9割以上を占めている。
  - ・ホームヘルパーの割合が低い。1番目(1%)、2番目(5%)、3番目(22%)。
- ⇒身近な家族の負担が大きい



## 2 重症心身障がい児(者)の実態

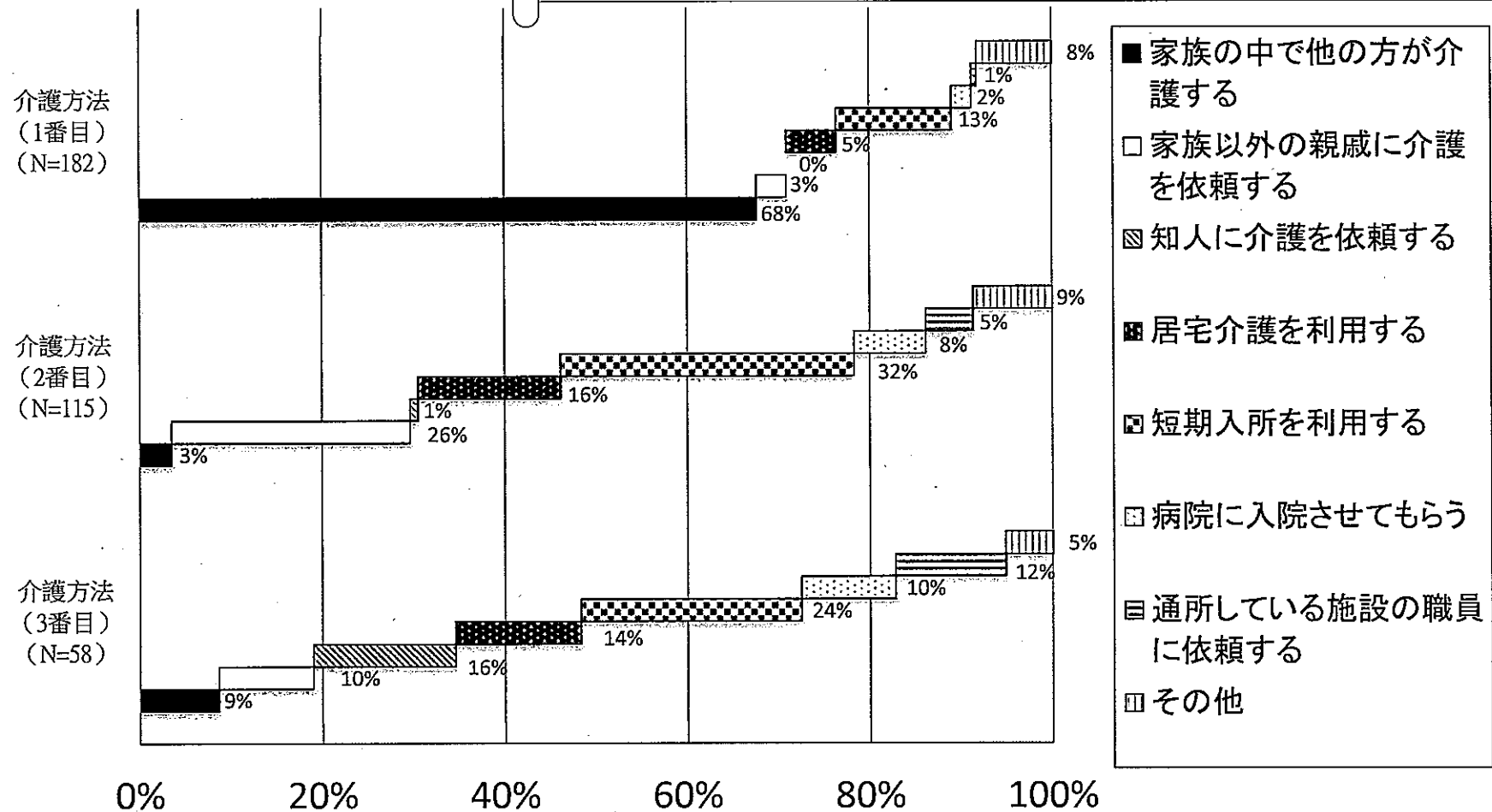
### 実態調査の結果

図11 主介護者が介護できない場合の介護方法

#### 【特徴】

- ・介護方法(1番目)は、「家族の中で他の方が介護する」が約7割を占めている。
- ・家族の支援が受けられない場合には、短期入所の利用割合が高い。

⇒身近な家族の負担が大きい  
⇒短期入所の役割が大きい



## 2 重症心身障がい児(者)の実態

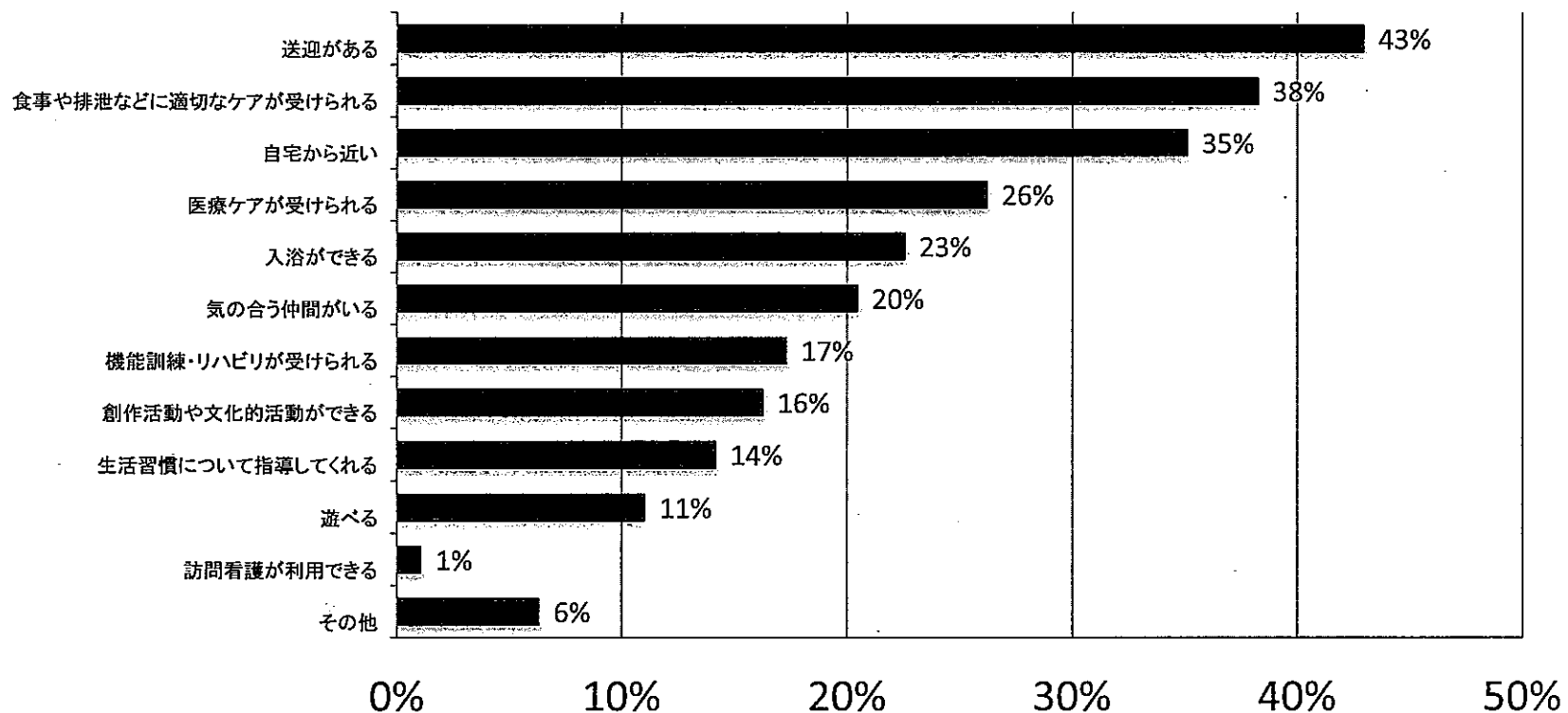
### 実態調査の結果

図12 通所施設に通う際に特に重視する項目(※複数回答)

(N=191)

**【特徴】**

・「送迎や施設までの距離」や「医療ケア等への対応」を重視している方の割合が高い。





## 2 重症心身障がい児(者)の実態

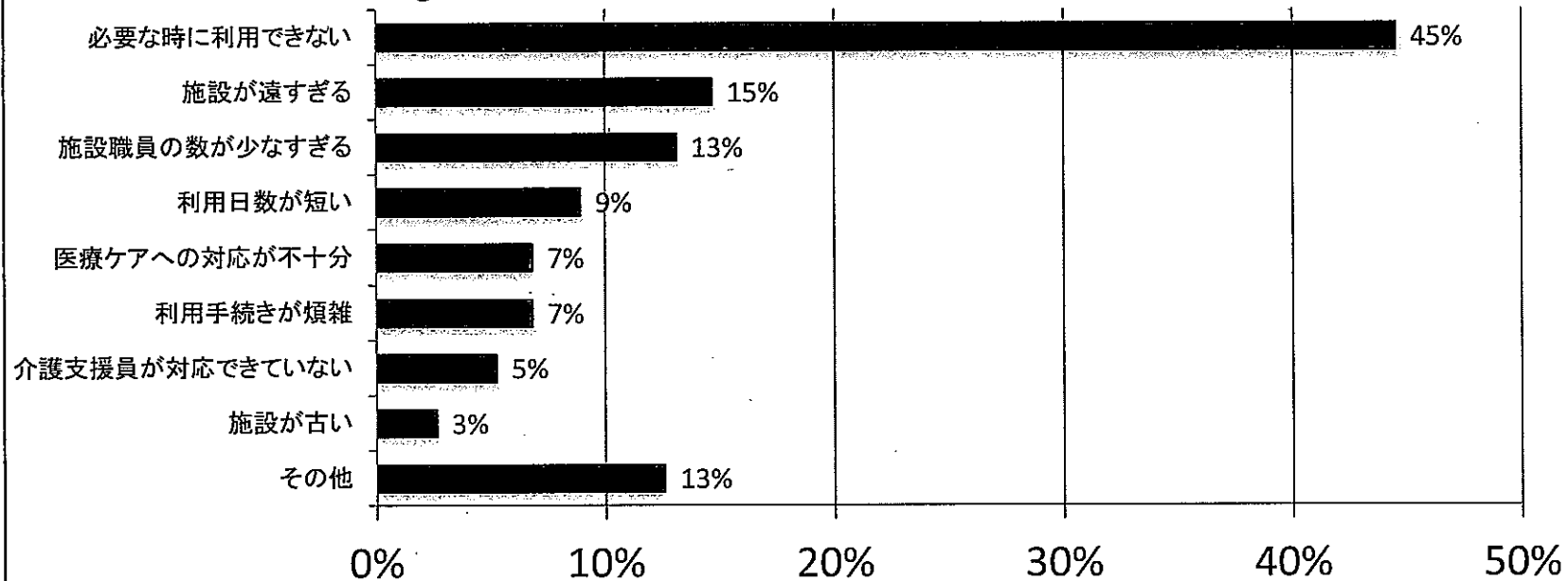
### 実態調査の結果

図13 短期入所(ショートステイ)の利用に満足していない理由(※複数回答)

(N=191)

【特徴】

- ・「必要な時に利用できない」が、45%。
- ・「施設が遠い」が、2番目に多く、15%。
- ・以下、「施設職員の数が少なすぎる」、「利用日数が短い」、「医療ケアへの対応が不十分」が続く。



# (参考) 重症心身障がい児(者)対応通所事業所マップ (生活介護、短期入所)

## ○在宅生活をしている重症心身障がい児(者)

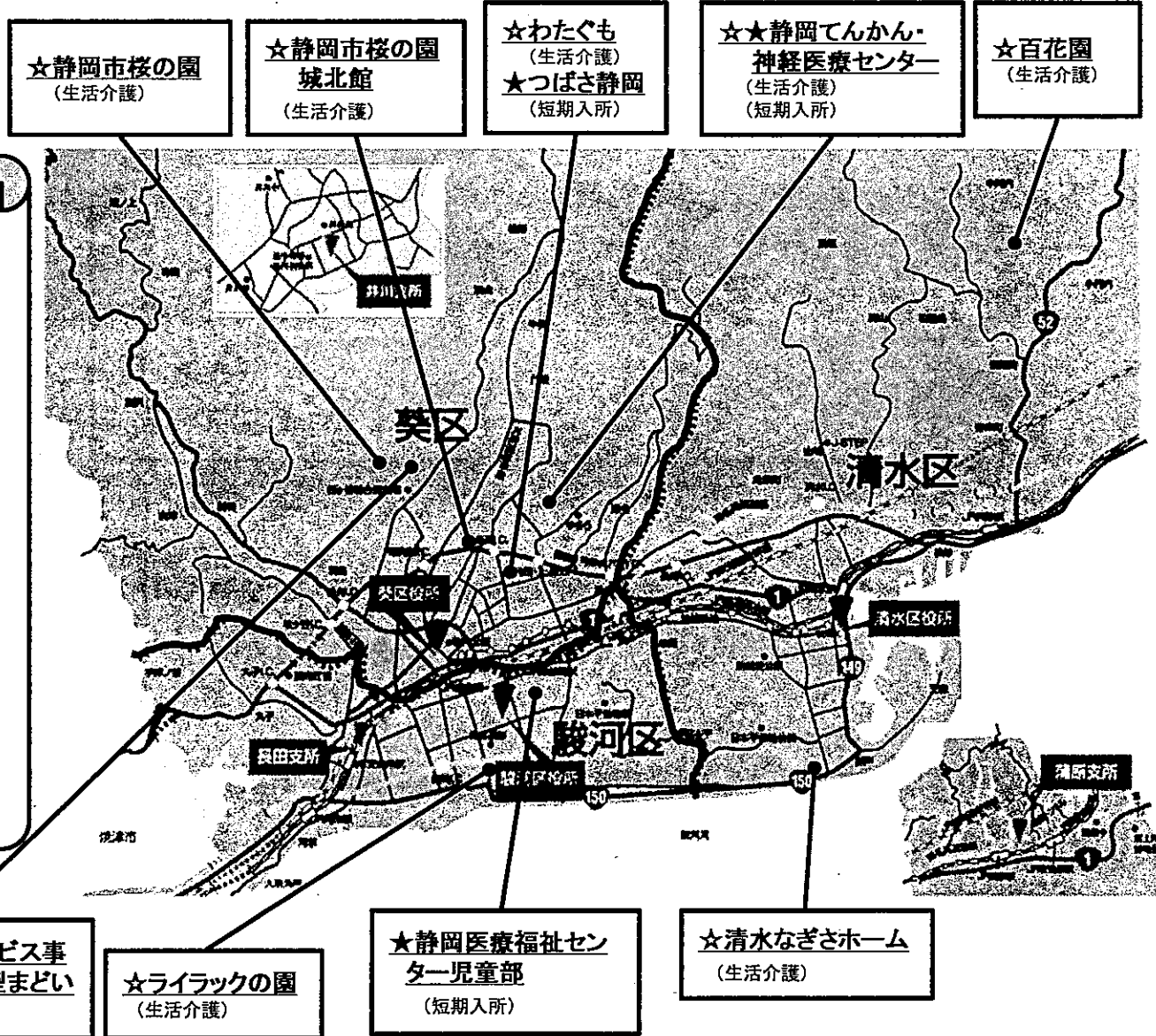
葵区 137人  
駿河区 107人  
清水区 109人 合計353人

## ★生活介護事業所数

・医療ケア対応 8か所(25%)  
・医療ケア未対応 24か所  
合計32か所

## ★短期入所事業所数

・医療ケア対応 3か所(23%)  
・医療ケア未対応 10か所  
合計13か所



### 3 計画策定の背景

#### 計画策定の背景

- 障害者自立支援法及び児童福祉法の障害福祉サービスには、重症心身障がい児(者)に特化したサービスがありません。
- 静岡市は、これまでに重症心身障がい児(者)の家族などから、お茶カフェトーク、在宅重症心身障害児(者)ネットワーク会議、団体・事業者との意見交換会を通して、重症心身障がい児(者)を取り巻く様々な現状(「困っている声」)を伺ってきました。

特別支援学校卒業後の居場所の確保が不安

保護者は身体的・精神的負担が大きい

医療ケアが必要な児(者)に対応できる事業所が不足している

緊急時などに利用できるサービスがない

災害時にどのように対応したらよいかわからない

#### まちみがき戦略推進プラン

- これらの現状を解決するため、平成23年度に「まちみがき戦略推進プラン」の中に「重症心身障がい児(者)の支援体制の充実」を記載し、支援体制の検討を行ってきました。

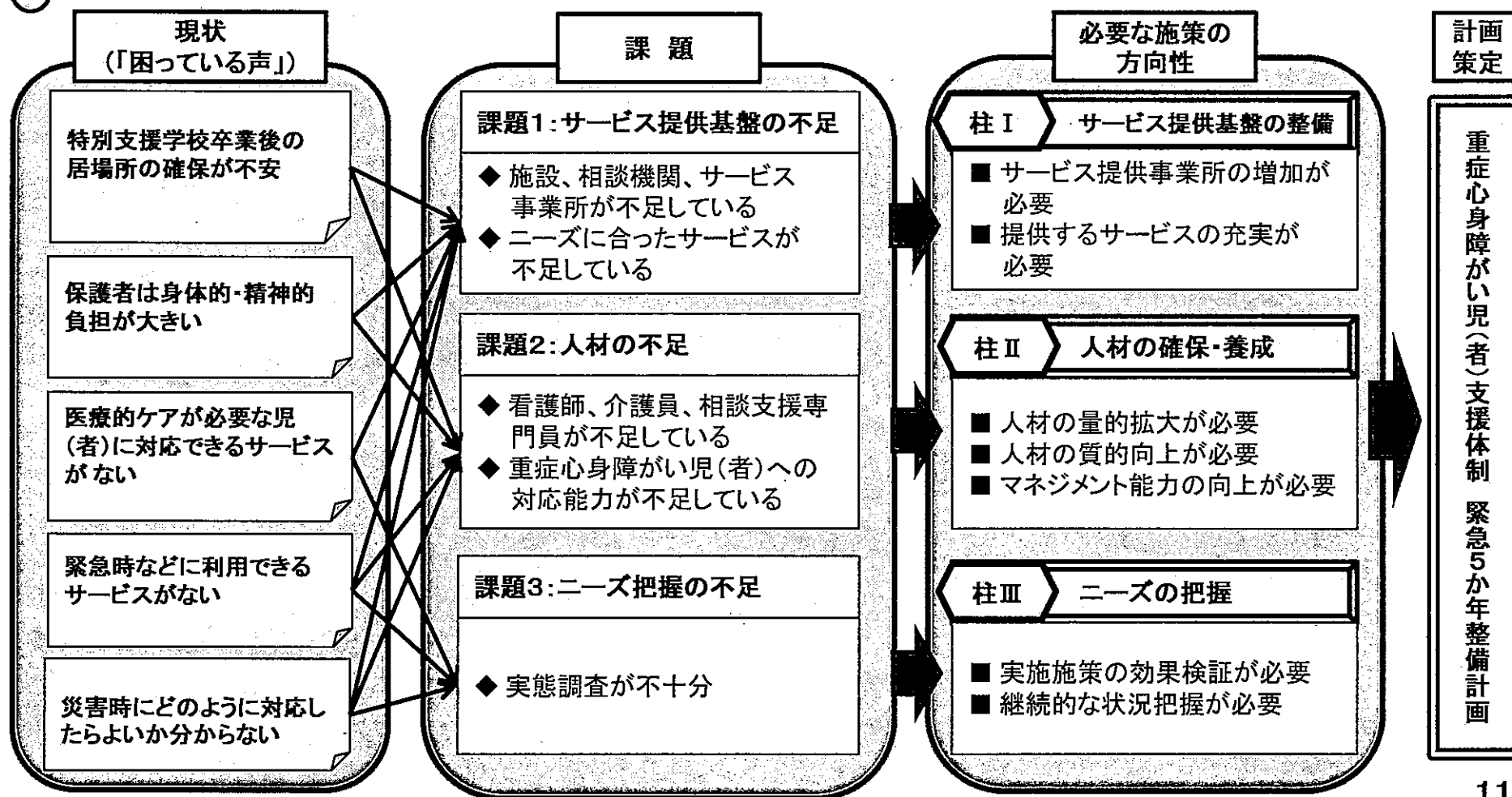


そして、「まちみがき戦略推進プラン」を具現化するために

- 現状の把握及び分析・課題の抽出・必要な施策の検討を行ったところ、現状の課題を解決するためには、
  - ①緊急に支援を開始する必要がある
  - ②法定サービスを補完する必要がある
  - ③財政状況が厳しい中、既存資源を活用する必要がある
  - ④複数施策を計画的に実施する必要があると判断いたしました。
- そこで、今後5年間で必要と思われる施策を記載した「**静岡市重症心身障がい児(者)支援体制 緊急5か年整備計画**」を策定いたしました。

## 4 重症心身障がい児(者)を取りまく課題と必要な施策の方向性

- 重症心身障がい児(者)を取り巻く現状(「困っている声」)の分析及び課題点の抽出を行い、課題を3点に集約
- 課題解決のために必要な施策を検討した結果、既存の社会資源の活用及び既存の社会資源の谷間を埋める補完的な施策の実施など複数施策を計画的に実施する必要があると判断
- 5か年にわたる計画を掲載した「重症心身障がい児(者)支援体制 緊急5か年整備計画」を策定



## 5 計画で実施する施策

### 柱Ⅰ サービス提供基盤の整備

#### ハード面

- ①民間事業所の整備誘導
- ②市立障がい者福祉施設の整備検討

#### ソフト面

- ①(仮称)ライフサポート事業の創設
- ②短期入所空床情報の一元管理化
- ③介護家族リフレッシュ事業の拡充
- ④訪問入浴サービスの拡充 (実施)

← 既存施設を活用

← 既存事業を活用

### 柱Ⅱ 人材の確保・養成

- ①人材の掘り起こし(啓発・理解促進)
- ②基礎能力及び利用者目線を重視した支援ノウハウ、マネジメント能力の向上

### 柱Ⅲ ニーズの把握

- ①施策に関するもの(基盤整備に対するニーズ、実施サービスの実施効果)
- ②実態に関するもの(重症心身障がい児(者)の状況)

ハード面

① 民間事業所の整備誘導

「第3期 障がい福祉計画」に定める整備計画に基づく誘導

- 現在の立地を考慮し、利用しやすい(未整備)地区への整備誘導

…現在の施設立地状況については「対応通所事業所マップ」参照

- 今後増加が見込まれる「医療ケア」に対応できる事業所の整備誘導

	24年度末 (25.3)	25年度末 (26.3)	26年度末 (27.3)	27年度末 (28.3)	28年度末 (29.3)	29年度末 (30.3)
医療ケアに対応できる事業所数(か所)	8	→				
医療ケアが必要な卒業生徒数(人) <small>「2 重症心身障がい児(者)の実態 図3中央特別支援学校の在校生」参照</small>	0	3	3	3	5	4

② 市立障がい者福祉施設の整備の検討

既存施設における基盤整備

- 利用者から要望の多い「送迎の充実」「看護師の複数配置」「入浴サービスの実施」の  
声に応える施設整備の検討

→ 指定管理期間(H25～H27)において、検討実施

## 5 計画で実施する施策

柱Ⅰ

# サービス提供基盤の整備

### ソフト面

#### ① (仮称)ライフサポート事業の創設

- 既存の通所施設等を利用し、ショートステイサービスを実施
- 宿泊ショートステイ、日帰りショートステイの2種類を実施予定

→ 短期入所事業所の不足を解消  
(障害者自立支援法に基づく短期入所サービスを補完)

#### ② 短期入所空床情報の一元管理化

- 相談支援事業者が、短期入所の空床情報を一元管理し、利用者に情報提供(例:ホームページ上に掲載)
- 各事業所ごとに分散していた情報を集約
- 平成24年度中にシステムを構築

→ サービス提供の効率化  
(既存資源の有効利用)

既存施設の活用



既存事業の活用



#### ③ 介護家族リフレッシュ事業の拡充

- 緊急時(保護者の入院、交通事故等)等で、施設が利用できない場合に訪問看護師を自宅に派遣
- 事業規模の拡充

→ 緊急時の保護者の負担解消

#### ④ 訪問入浴サービスの拡充

- 訪問入浴サービスの対象者を18歳未満に拡大
- 本人の体格、医療行為、浴室設備が一定の条件を満たしている場合に、18歳未満でも訪問入浴サービスの利用が可能

→ 医療ケアが必要な方への入浴サービスの提供

5 計画で実施する施策

柱Ⅱ

人材の確保・養成

H25実施予定

① 人材の確保

広く一般市民対象

- 看護専門学校、福祉大学、小中学校等の他、興味、関心者を対象とした啓発講座の開催
- 重症心身障がい児(者)とのスキンシップを目的にホームステイ体験を実施

将来的人材の確保

② 人材の養成

看護師、介護員、相談支援専門員等対象

- 重症心身障がい児(者)対応の既存施設、親の会等との連携により、利用者目線の支援能力及び地域に即したマネジメント能力向上のための研修実施【利用者(保護者)目線の養成カリキュラム】

基礎的能力(質)の向上

利用者目線を重視した事業者により実施

H26以降実施

継続実施

継続実施

重症心身障がい児(者)専門の相談対応実施

静岡市型人材養成事業



5 計画で実施する施策  
ニーズの把握

柱Ⅲ

把握する項目

施策に関するもの

- ① 基盤整備(ハード)に対するニーズ
- ② 実施サービス(ソフト)の実施効果

実態に関するもの

- ③ 重症心身障がい児(者)の状況  
(医療ケアの必要性有無、サービス利用状況等)

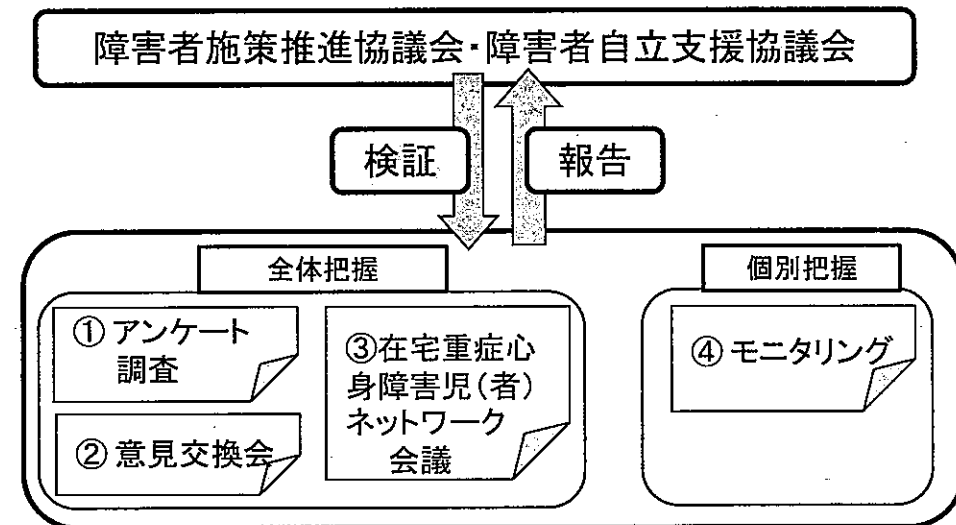
実施効果

- 施策実施効果の検証  
～ PDCAサイクルによる事業検証
- ニーズ及び利用状況等を踏まえた  
必要なサービス及び支援体制の検討

実施手法等

- ① 重症心身障がい児(者)に対する  
定期的なアンケート調査
- ② 関係団体との意見交換会(ヒアリング等)
- ③ 在宅重症心身障害児(者)ネットワーク会  
議での意見交換
- ④ 個別ケースのモニタリング

【実施イメージ】



# 6 課題解決後の姿

～「重症心身障がい児(者)の支援体制の充実」に向けて

